

## 参考資料5 適応策導入課題ヒアリングシート

以下に適応策導入課題に関するヒアリング結果を示す。

- ・高槻市都市創造部管理課 橋本主査、増田氏
- ・高槻市都市創造部下水河川企画課 米良氏
- ・高槻市水道部管路整備課給水チーム 藤本氏
- ・高槻市消防本部予防課予防指導チーム 主査 消防司令補 西尾氏
- ・枚方市土木部道路管理課 森主任
- ・枚方市都市整備部開発指導室開発調整課 高瀬氏

日時 平成 25 年 12 月 20 日 15:00～15:30

ヒアリング先：高槻市都市創造部管理課 橋本主査、増田氏

質問者：大場

- 霧噴霧装置の占用許可は、キャットウォークとは別に取る必要がある。
- 占用許可に必要な書類
  - ・装置の維持管理の計画
  - ・緊急時の対策、安全対策（強風の場合など）
  - ・所有の移行計画
  - ・協議会の議事録
  - ・キャットウォーク所有者の同意書（申請は受託者で OK）
- 占有料の減免のためには申請書と共に、産業振興課からのこの事業の公共性を示す文書が必要
- 申請期間は基本 2 週間だが、本件は手続きに時間がかかる可能性あり。

以上

日時 平成 25 年 12 月 20 日 15:40～16:00

ヒアリング先：高槻市都市創造部下水河川企画課 米良氏

質問者：大場

- ミスト利用のみの水道管にメーターを設置できれば、下水道料金の減免は可能。
- 減免の申請には①メーターを取り付ける。
  - ②番号(お客様番号・水栓番号・メーター番号)を下水河川企画課に連絡
  - ③現場を確認してもらう。
- ※特別な書類はない
- メーターを取り付けるのに必要な料金
  - ・加入料（参考：メーターの口径 20mm で税抜き 13 万、25mm で税抜き 26 万）
  - ・メーターの取り付け工事費
  - ・その他 2 万円前後の手数料
- 2 か月の使用料が 2 万 L までは下水道料金は 1,610 円（例えば噴霧量 5 倍、運転時間＝停止時間の場合、9～19 時の 10 時間運転、 $90 \div 2 \times 10 \times 30 \times 2 = 27,000$  (L)）
- 使用しない場合は電話をすれば停止可能（日割り支払）
- 水道メーターや上下水道料金は現時点での料金（消費税アップ分も考慮すること）

以上

日時 平成 25 年 12 月 20 日 16:15～16:30

ヒアリング先：高槻市水道部管路整備課給水チーム 藤本氏

質問者：大場

- メーターを取り付ける方法は 2 つの可能性
  - ①府道側の配管から、アクトアモレに入る元から分岐する
  - ②商店街内の細い配管（地面を掘る）から新たに伸ばす  
（私的なメーターをつけることは、米良さんに確認したところ難しいそうです）
- 水道工事の場合は高槻市指定業者をホームページで確認
- メーターの設置場所は道路上（多分、皆さんキャットウォーク付近を想定しているはず）
- 減免の申請に必要な現地調査は、メーター設置工事と同じタイミング
- メーターを設置する際の引き込み水道は、商店街歩道下の、細い配管が適切

以上

日時 平成 26 年 1 月 17 日 15:00～15:30

ヒアリング先：高槻市消防本部予防課予防指導チーム 主査 消防司令補 西尾氏

質問者：大場

市道上に何かしらの物を設置する場合、消防として懸念する事についてヒアリングを実施した

- 抵触する法律は消防法ではなく、高槻市の条例（開発事業の手続等に関する条例第 20 条）である
- 開発事業の手続等に関する条例第 20 条は大阪府からの指導事項だったものが平成 15 年に条例になった
- 中高層建築物の場合、操作空地（5.5～10m）を確保する必要がある
- 消防はしご車専用の消防活動用空地は、それぞれの中高層建築物ごとに決まっている（アクトモール商店街内は消防活動用空地ではない）
- 避難器具（滑り台）の使用を妨げる場所に設置してはいけない
- 開発事業の手続等に関する条例第 20 条と同じ様な条例は、各自治体にあるかと思うが確認が必要
- 市道上の設置物が消火活動に支障が出る場合は破壊する事もある
- 材質を消防に伝えてあると、予め破壊のための手段を準備する事が出来る
- 市道上にバルーンを設置する場合、建築基準法に抵触するか都市創造部審査指導課に確認が必要である
- アーケードの様に建物の一部になる物に関しては、防火設備をつけなければならない
- 台風など強風への対策が求められるのは道路課である

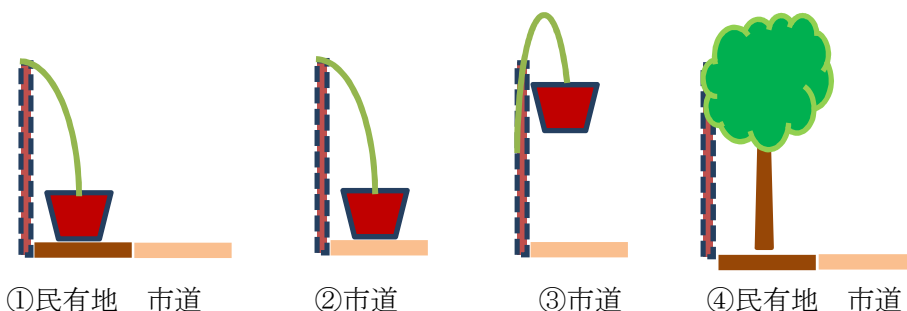
以上

日時 平成 26 年 1 月 15 日 10:00～10:25

ヒアリング先：枚方市土木部道路管理課 森主任

質問者：大場

以下の 4 つそれぞれのケースでグリーンカーテンもしくは樹木を市道もしくは周辺に設置しようとした際、設置の可能性と必要になる手続きについて整理した。



①条件：民有地にプランターを置く

- ・民有地になるので基本的には道路管理者の権限は及ばない。(市に対する占用許可申請等は不要)
- ・市道上へ草木やプランター、土砂の流出などがないよう留意されたい。
- ・現在の道路や側溝としての機能を損なわない様に配慮して頂きたい。
- ・交差点付近については歩行者や通行車両の視界を遮らないようにして頂きたい。

②条件：市道にプランターを置く

- ・フラワーボックス等の設置については、原則、法敷に設けること。法敷がなく歩道上に設置する場合は一定の歩道幅員を確保した上、適切な構造とすること、また、その他交通の安全の支障にならない等一定の条件を満たせば可能である。可能となる場合として想定されるのは、植樹帯の無い道路の歩道上へフラワーボックス等を自治会等、的確な管理能力を有すると認められるものが管理を行うことを条件に設置する場合などが考えられる。公共の利便性を目的とするものなどについては、枚方市道路占用料条例施行規則に基づき、占用料は免除となる。
- ・その他、道路アダプト制度を活用した、既存植樹帯への花木の設置等が考えられる。

③条件：市道上の空間にプランターを置く

②と同様

④条件：民有地に樹木を植える

①と同様

以上

日時 平成 26 年 1 月 15 日 10:30～10:45

ヒアリング先：枚方市都市整備部開発指導室開発調整課 高瀬氏

質問者：大場

建築基準法上の道路上にプランター等を置く際の注意点についてヒアリングを行った

- 建築基準法によって 4m の道幅の確保が求められる
- 建築基準法上の道路上に建築物等を設置することは出来ないが、建築物でなくても市から指導を行う可能性はある。(通行上の支障など)
- 建築基準法上の道路上に固定するものは好ましくなく、容易に移動・撤去が可能であることが必要

以上